

令和7年度財政援助団体等監査（監査対象：株式会社こうべ未来都市機構）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○ 指 摘 事 項 (1) 会計処理の徹底を図るべきもの 概ね定例的に発生する水道光熱費において、発生日の認識誤りが散見された。背景には費用計上時の確認不足や承認フロー上のチェック機能が働かなかったことが考えられる。特にアで見られた事例においては、監査対象とした令和6年度で見た場合には過払いとなっており、正しい期間損益計算となっていない状況にあった。 当該団体は、当然のことながら発生主義を採用していることから、適正な会計処理となるよう、組織内で周知徹底を図るなど、再発防止策に努めるべきである。 【事例】 ア キャンパススクエアにおける事務所等の水道料金の重複の事例 イ キャンパススクエアにおける立体駐車場の水道料金の期間誤りの事例 ウ 新長田駅前ビルにおける下水道料金の期間誤りの事例	令和8年3月19日に開催された、部長級職員全員出席の業務報告会（月1回開催）において、専務取締役より指摘内容の説明を行うとともに、 ①計上時の確認の徹底 ②承認フローにおけるチェック機能の強化 ③社内担当者への情報共有 の3点について口頭で指示を行った。 これらの内容については、令和8年4月17日付文書により通知するとともに、同日開催された業務報告会においても改めて説明を行い、意識の徹底を図った。 さらに、会計の専門家と協議のうえ、令和8年4月1日付で社内の経理規程を改定し、「収入および費用は、原則その原因である事実が発生した期間の属する会計年度に計上するもの」と明記することで、再発防止を図った。 今後、社内で年1回実施している自主監査において、全所属を対象とした監査項目（支払事務）に、 ①発生主義に基づく適正な会計処理となっているか。 ②承認者（部長、課長）は、起票された伝票内容の性質を理解し、適正な会計処理が行われていることを確認しているか。 の2項目を新たに追加し、これらが確実に実施されているかについて検証を行う予定である。 また、特に伝票処理が増加する時期（2～4月を想定）にあわせ、業務報告会の場において、経理担当課から部	措置方針

令和7年度財政援助団体等監査（監査対象：株式会社こうべ未来都市機構）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
	長級職員へ注意喚起を行うとともに、所属内での周知を依頼し、継続して意識の徹底を図る予定である。	
(2) 会計処理を改めるべきもの 「部門」や「費目」の誤使用が散見された。背景には入力時の確認不足や承認フロー上のチェック機能が働かなかったことが考えられる。 会計における「部門」は事業ないしは一定くりの業務を表し、どの事業・業務にどの程度の経費がかかったか、収支状況であったかなどを把握するために、また、「費目」は収入や支出の性質を表し、どの性質の経費にどの程度かかったかなどを把握するために、それぞれ会社毎・会計毎に定めているものである。 こうした「部門」や「費目」を誤ると経費の内訳の把握ができないことから、経営判断にも使用できないなど、これらを定めている意義を失うことから、団体内で再度周知するなど、再発防止策に努めるべきである。 【事例】 ア プレンティにおける散水栓の水道料金の部門誤り等の事例 イ 渦森会館における昇降機設備保守点検業務の支払費目誤りの事例	令和8年3月19日に開催された、部長級職員全員出席の業務報告会(月1回開催)において、専務取締役より指摘内容の説明を行うとともに、 ①計上時の確認の徹底 ②承認フローにおけるチェック機能の強化 ③社内担当者への情報共有 の3点について口頭で指示を行った。 これらの内容については、令和8年4月17日付文書により通知するとともに、同日開催された業務報告会においても改めて説明を行い、意識の徹底を図った。 さらに、「部門」や「費目」のうち、特に起票時の判断が難しいものを改めて洗い出し、社内マニュアルを充実させることで、再発防止に努める。 今後、社内で年1回実施している自主監査において、全所属を対象とした監査項目（支払事務）に、 ①「部門」や「費目」を適正に選択できているか。 ②承認者（部長、課長）は、起票された伝票内容の性質を理解し、適正な会計処理が行われていることを確認しているか。 の2項目を新たに追加し、これらが確実に実施されているかについて検証を行う予定である。 また、特に伝票処理が増加する時期（2～4月を想定）にあわせ、業務報告会の場において、経理担当課から部	措置方針

令和7年度財政援助団体等監査（監査対象：株式会社こうべ未来都市機構）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
	長級職員へ注意喚起を行うとともに、所属内での周知を依頼し、継続して意識の徹底を図る予定である。	
○ 意 見 (1) 違法状態の解消について 会社法等の法令に沿った運用となっていない事例が見受けられた。法令に即した運用となるよう早急に改めるべきである。 【事例】 ア 法人登記を適正に行うべき事例	今後、登記が必要な事項が発生した場合には、法令順守のもと、必要書類の早期準備および関係者と事前調整を行うとともに、新たに作成した「登記手続きにかかるチェックリスト」を活用し、適正な登記手続きを確実に実施していく。なお、4月3日に総務部内で当該方針の周知徹底を行った。 また、取締役の就任登記の際に必要な株主総会議事録については、当社の定款上、議長および出席した取締役の押印が必要としていたが、今後は、議長のための記名押印で足りるよう定款を変更するなど、手続きの簡略化を図ることで、登記申請手続きが円滑に行える体制へと整備する。	措置方針